

「地域総合相談・生活支援システム」の構築に向けて
～ 市区町村社会福祉協議会への提案～

平成 17 年 11 月

全国社会福祉協議会 地域総合相談・生活支援システム及びワーカーの専門
性に関する検討委員会

目 次

趣旨・背景	2
1．地域総合相談・生活支援システムがめざすもの	3
2．地域総合相談・生活支援システムの機能・要件	4
3．地域総合相談・生活支援システムの構成	5
4．地域センターの機能・運営方法	10
5．地域ケア推進住民プラットフォームの機能・運営方法	11
6．市区町村段階の調整機能	12
7．地域包括支援センター等との関係および財源	13
8．社会福祉協議会としての取り組みの意義	13

趣旨・背景

加齢、障害、さまざまな生活上の不都合を抱えた人びとが、その人らしく、できる限り地域で住み続けることを支援するという考え方が主流化してきている。また、それを実現するために、それらの人びとを地域の構成員として受け入れ、支えていくという地域社会・地域住民の役割が重要である、との考え方も広がりを見せている。

このような「地域福祉」の考え方は、地域において、支援を総合化し、生活を面で支えることを要求している。

しかし、現在の相談・支援事業を見ると、高齢・障害・児童等の各領域の事業間の連携は必ずしも十分とは言えず、それぞれが縦割りに実施される傾向があり、分野を超えるような問題や複合化した問題、制度の谷間に位置する問題等について、十分な対応ができない状況にある。また、人間関係・社会関係が希薄化し、地域社会から疎外されている人びとの問題はますます顕在化しており、これに各種サービス・支援が届いていない状況にある。

こうした状況を勘案すると、相談・支援事業を「一人ひとりの住民が身近な地域で必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域に暮らし続けられるよう支援する」という観点から、制度、非制度を問わない相談・支援の社会資源とそのネットワークの現状を点検し、総合的な仕組みに統合・再編する必要があると考えられる。

本提案は、社会福祉協議会がその公益性と地域福祉推進の専門性を生かし、とりわけ住民の福祉活動と協働してきた実績を生かし、「地域総合相談・生活支援システム」を構築することを提案するものである。ただし、この種のシステムは、協働が不可欠のものであり、この提案も社協単独で構築することを想定しているものではない。

この提案は、「地域総合相談・生活支援システム」の具体的内容を構想する際の枠組みや基本的な方向性を示すことをめざしたものである。現在、三位一体改革により、国庫補助の削減、地方への税源委譲がすすむ中では、自治体レベルで現状の分析や住民ニーズの把握を踏まえ、地域の状況にあった独自のシステムを構想することが重要である。この提案を参考資料として、社会福祉協議会や関係者が地域にあった案を検討されることを想定している。

また、平成 18 年には、地域包括支援センターが設置されることとなっているが、これに社協が取り組む場合に、社協機能を生かした展開をするために、基本的考え方を整理する際の参考となるものである。この提案は地域包括支援センターと矛盾するものではなく、地域包括支援センターをとくに非制度的な支援活動との関係で発展させるものである。

1. 地域総合相談・生活支援システムのめざすもの

【目標】

一人ひとりの住民が、身近な所で必要な支援を受け、社会とのつながりを持ちながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する

【定義】

地域総合相談・生活支援システムとは、地域（ここでは市区町村域および日常生活圏域）において、相談・支援組織、サービス提供組織、住民の福祉活動、その他関係者の連携・協働により、住民の相談を確実に受け止め、切れ目のない支援につなぐシステムである。

相談機関・団体、サービス提供機関・団体は、いずれも、大なり小なり、相談機能とサービス提供機能をあわせ持っている。ここでは、相談機能を中心としたものを**相談・支援組織**、サービス提供機能を中心としたところを**サービス提供組織**と呼ぶ。
日常生活圏域：ここでは町内会～小学校区～中学校区を想定する。

- 「地域総合**相談**・生活**支援**システム」
支援と結びつかない「相談だけ」ということを避けなければならない。制度的なサービスの充実と同時に、非制度的な支援活動の充実とそれと専門組織・専門職との連携によって実現する必要があると考え、その具体的なあり方を提案している。
- 「地域総合相談・**生活**支援システム」
入所型のサービスを利用する場合と異なり、地域で生活することを支えるには、支援を要する人の生活全体を意識した取り組みが必要である。そこで、本提案では、単に「支援」とせずに「生活支援」とした。
- 「**地域**総合相談・生活支援システム」
地域社会において生活するには、疎外されがちな支援を要する人を地域社会がその構成員として受け入れ、支援を行う必要がある。支援を要する人が住む地域社会、そして、それを意識的に支える地域社会を意識する必要がある。
- 「地域**総合**相談・生活支援システム」
本提案では、次の点から「総合」が必要と考えている。
 - 従来の高齢、障害、児童といった分野別を超えた総合的な対応
 - 制度・非制度のサービス・支援を要援助者の支援において総合する取り組み
 - 要援助者の範囲を広げ、地域社会から疎外されている人の問題まで含めた対応
 - 要援助者のみならず、その予防段階からの支援の取り組み

支援・援助・介護等を必要とする人については**支援を要する人**とし、略称として**要援助者**とする。本来は要支援者とすべきところと思われるが、介護保険制度上の要支援者とまぎらわしいので、要援助者とする。

2. 地域総合相談・生活支援システムの機能・要件

地域社会・地域住民、専門組織・専門職の参画と協働の仕組み

支援を要する人が地域に住み続けることを支えるためには、地域社会・地域住民、専門組織・専門職の主体的な参画が必要であるという自覚のもとの協働の仕組み

地域住民は、サービスの受け手でもあり、担い手でもある。担い手としては、専門職の補完ではなく、支援を要する人にとって欠かせないもっとも身近な支援者であるということができる。また、当事者もシステムへの参画が可能にならないといけない。

地域社会・地域住民による見守り・発見・気づきの仕組み

地域住民、ボランティアなどいちばん身近な存在による見守り・発見・気づきの仕組み

専門的なアセスメントが必要な場合、専門組織・専門職につなぐことができる連絡・調整機能

専門組織・専門職につなぐ必要性を見逃さない力を身につけることを可能にする専門組織・専門職による日常的なバックアップ機能

専門組織・専門職による住民の相談を確実に受け止める仕組み

年齢や障害種別等に関わらず、どんな内容の相談でもまず受け止める仕組み

身近なところにあり、必要な時にいつでも気軽に相談できる窓口機能

夜間・休日、緊急時等にも必ず対応する機能

(緊急一時保護機能も何らかの方法で持つことが望ましい)

判断能力が低下した住民の相談を受け止める継続的な支援を行う機能(福祉サービス利用支援、権利擁護)

- ◆ 虐待等の権利侵害への対応
- ◆ 地域福祉権利擁護事業との連携
- ◆ 成年後見制度との連携

地域社会・地域住民が要援助者の日常生活を安定的・継続的に支える仕組み

要援助者の相談に応じ、日常生活支援を行う非制度的なサービスの展開

- ◆ の見守り・発見・気づきに加え、相談・調整、人間関係の回復・維持、生活支援を担う、住民の主体的な支え合い・助け合いの機能
- ◆ 制度の網の目を埋め、小回りのきく、柔軟な支援の機能

この機能は要援助者にとっては、安定化、継続化ひいてはシステム化が必要となる。非制度的なものであってもサービスとして機能するものとして区別する。

上記サービス、支援の連携・調整機能

非制度的な支援活動：非制度的な支援・援助・ケアの総称。

非制度的なサービス：非制度的な支援の中でも、安定化、継続化、システム化が求められるものを区別して指す。非制度的な支援活動>非制度的なサービス。

制度的なサービスの十分な配置と地域住民との協働

具体的課題解決のための介護保険・支援費等各種サービス・社会資源の配置と連携・調整機能

地域社会、地域住民とのつながりの回復・維持の重視

そのためのサービス実施における地域住民・ボランティアとの連携・協働の強化
切れ目のない支援を行うための体制

日常生活圏域・中学校区域・市区町村域等それぞれの圏域で課題解決につながるこ
のできる重層的ネットワーク

問題解決のために制度・非制度を超えて、必要な組織につながるこのできるネット
ワーク（ネットワークによる地域全体としての相談のワンストップ化）

制度的、非制度的を問わない相談・支援組織、サービス提供組織、その他関係者の実
務者レベル、責任者レベル等各層の定期的な協議

各要援助者のケアマネジメントの実施

- ◆ 事例ごとに適切なキーパーソンを決めるためのルールづくり
- ◆ 効果的なケースカンファレンスの開催

上記のうち、とりわけ分野を超えた相談や複合した生活課題等について、
専門的・総合的な対応を図ることのできる仕組みを意識的にすすめる必要が
ある。

関係者間の連携・協働の「ルール」（情報共有、基本的な役割分担等）は、
権限、制度のみならず信頼関係によって支えられるものであるので、日常の
関係づくりをすすめることが重要となる。

新たなサービスや活動を開発・提供する機能

応えきれないニーズ、新たなニーズに対応する新たなサービス、サポートの開発機能
その継続的提供体制の整備

既存サービス、サポートの改善を促進する機能

とりわけ、制度的なサービスと非制度的なサービスとの連携等協働によるサービ
スの質の改善

上記を安定化・発展させるための政策提案の機能

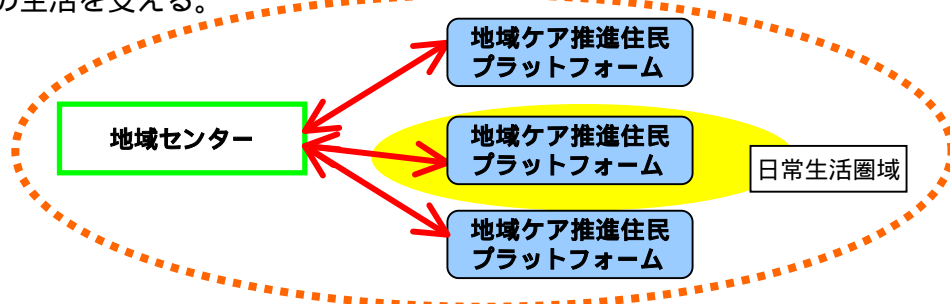
住民との協働、専門組織間の協働による計画づくりの機能（地域福祉計画、地域福
祉活動計画）

3 . 地域総合相談・生活支援システムの構成

(1)全体構成

【基礎単位の設置】

日常生活圏域に、住民の主体的な活動をベースにする**地域ケア推進住民プラットフ
ォーム**、複数の日常生活圏域をまとめる範囲に、専門組織・専門職による**地域セン
ター**を設置し、その緊密な連携による相談・支援の仕組みをつくり、要援助者の地
域での生活を支える。

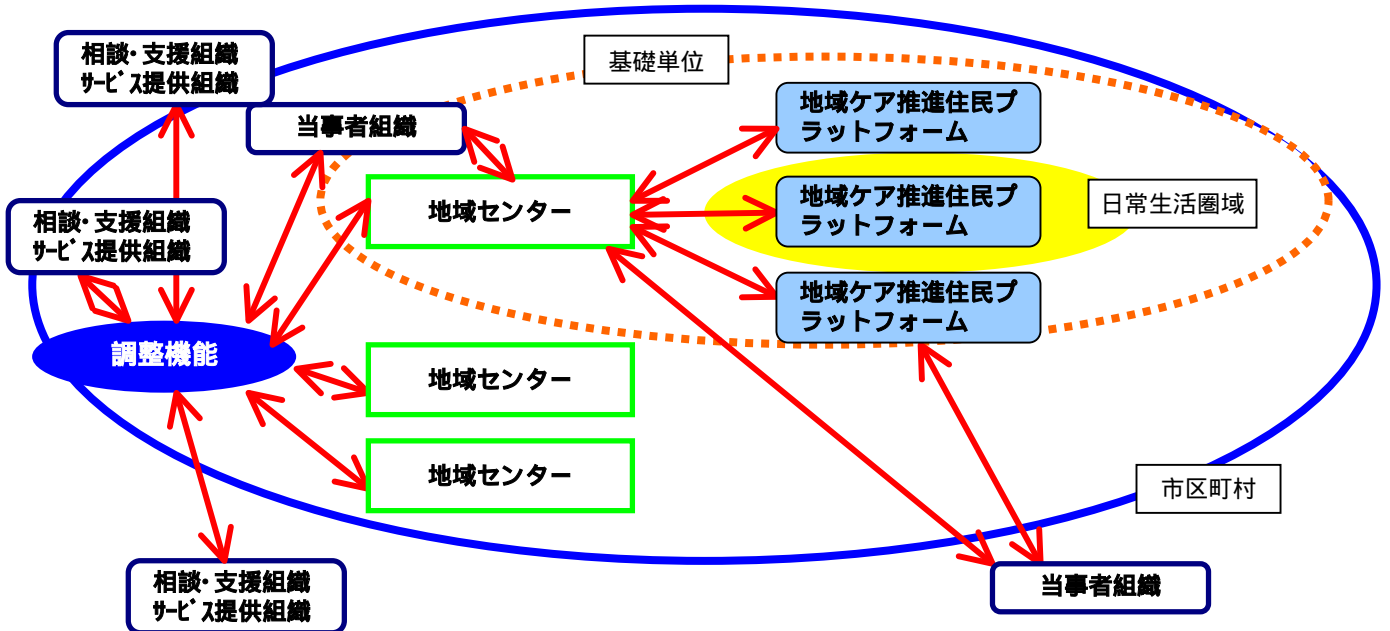


【市区町村段階の調整機能】

複数の地域センターがある場合には、地域センターや地域ケア推進住民プラットフォームをバックアップするとともに、市区町村域全体の総合相談・生活支援システムを推進する必要がある。

【種々の相談・支援組織との連携】

3層（地域ケア推進住民プラットフォーム、地域センター、市区町村段階の調整機能）の仕組みは地域密着をベースにした基本的かつ汎用的な（分野等を限らない）ものである。ほかにも、さまざまな相談・支援機能があり、それぞれ、市区町村域ないしはより広域の範囲を持っており、その多くは、日常生活圏域まで独自のネットワークを持っていることは少ない。それらは、たとえば障害関係の専門性の高いものであったり、当事者組織のピアカウンセリング機能をもっているものであったり、他では代わり得ない機能をもっているものが少なくない。市区町村段階、地域センター段階、あるいは日常生活圏域段階で、これらの相談支援機能と連携する（すなわちニーズをつなぐ、専門組織の支援を受けながら日常生活圏域で代わって支援するなど）仕組みをつくる必要がある。



(2) 基礎単位の構成

地域センターと地域ケア推進住民プラットフォームの設置

日常生活圏域を対象とする**地域ケア推進住民プラットフォーム**と、複数の日常生活圏域をまとめる**地域センター**の設置を図り、その連携・協働体制をつくる。

地域センター：ソーシャルワークの専門職を配置し、地域内の相談・支援組織、サービス提供組織とネットワークを組み、下記の地域ケア推進住民プラットフォームと連携して、サービス、サポートの調整を行う。（機能を指しており、独立した建物を意味するわけではない）

地域ケア推進住民プラットフォーム：地域の住民の福祉活動組織、ボランティアグループ、NPO などにより組織し、住民自身により、サービス、サポートの調整を行う。

【設置単位】

地域センターの設置単位は、1～4中学校区程度と考えられるが、地域性、歴史的経緯

により、さまざまな設定が考えられる。また、市町村合併がすすむ状況の中では、旧市町村域における設定も考えられる。以前はかなり小さい単位で考えられてきたが、地域ケア推進住民プラットフォームが機能すれば、職員を分散させるよりは集中させて機能させた方がよいと考えられる。

地域ケア推進住民プラットフォームの設置単位は、日常生活圏域と考え、小さい場合には、町内会程度と考えられるが、大きければ中学校区程度までが想定される。

プラットフォームはより小さく設定することによりきめの細かさを実現し、地域センターは一定の大きさにすることにより専門性を確保し、複数以上のプラットフォームを担当するという構成を想定している。

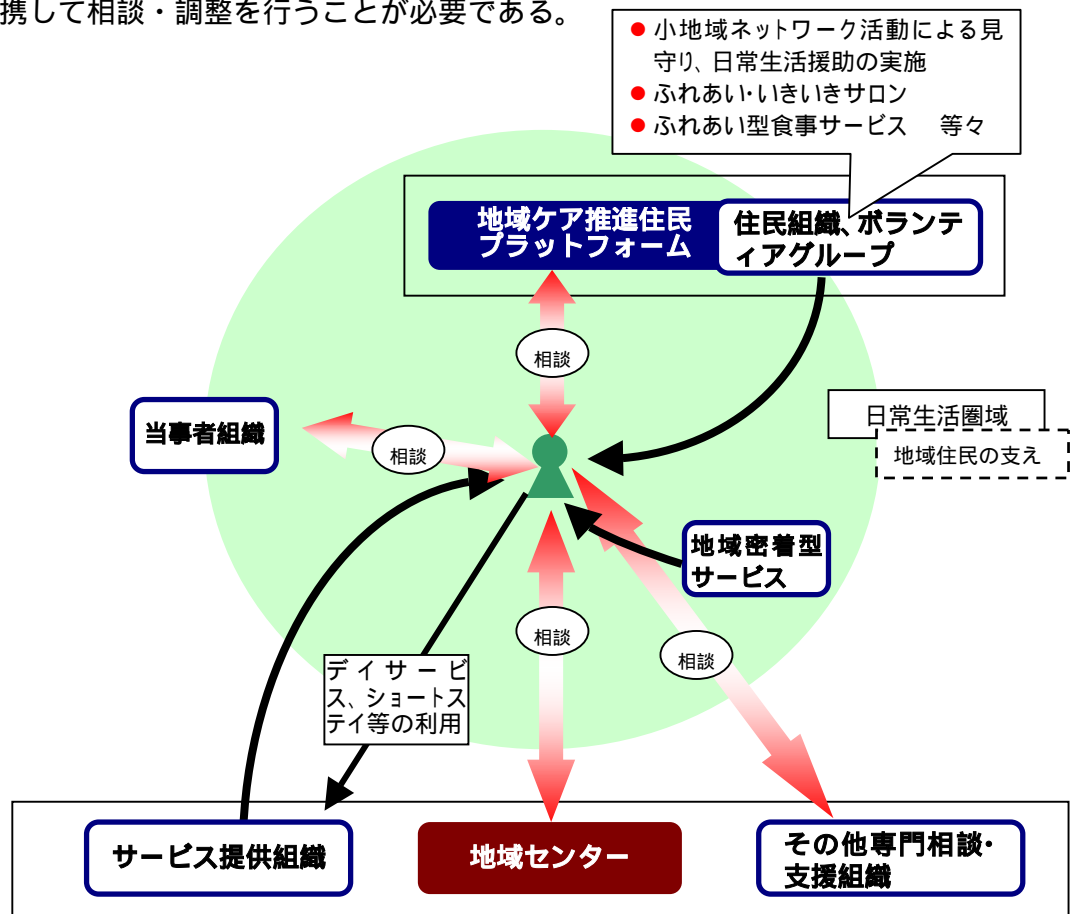
地域センターと地域ケア推進住民プラットフォームとの連携の内容・方法

【基本的な役割分担】

住民組織、ボランティアグループの多くは、要援助者と同じ日常生活圏域に存在し、地域センターはじめ専門相談・支援組織やサービス提供組織は、同じ日常生活圏域には存在していないことも多い。これらのサービス機能や相談機能を地域に生活する利用者に的確に地域に密着したかたちで提供できるよう、連携して、要援助者との間にとって調整するのが地域センター、住民プラットフォームの役割である。

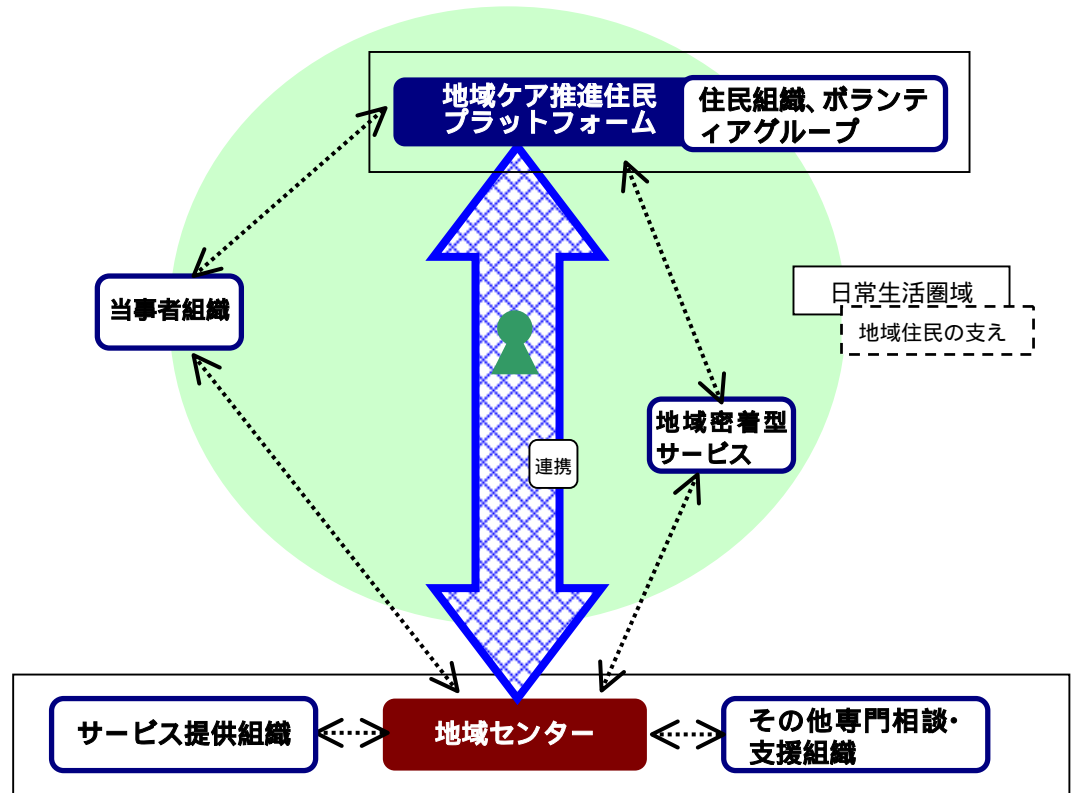
地域密着型サービスは、日常生活圏域内において提供されるサービスであり、住民プラットフォームは、これに対する住民の支援を組織化する役割が期待される。

当事者組織は、日常生活圏域内にあるとは限らないが、住民プラットフォームはこれと連携して相談・調整を行うことが必要である。

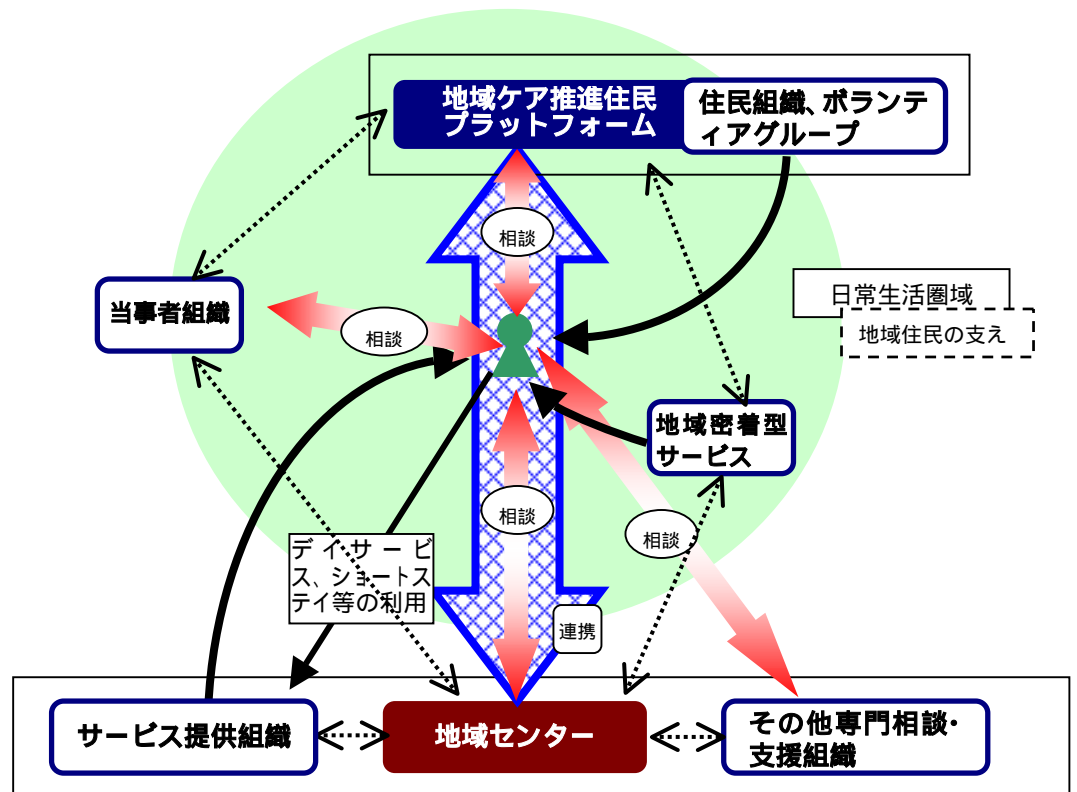


住民プラットフォームは日常生活圏域の中であって、身近な存在である「隣人」「友人」として、住民によるサポートを調整する。一方、地域センターは、日常生活圏

域の中にもない場合もあり、住民プラットフォームほど身近ではないが、近い距離で専門職として、サービス提供組織、専門相談・支援組織の調整を行う。



上記2図を統合したのが下の図である。



次の図以降は、地域密着型サービスと当事者組織は省略している。

介護保険制度においてケアマネジメントを担う介護支援専門員が、介護保険等の制度的なサービス以外の非制度的な支援活動を直接調整することは難しい。制度、非制度を超えた調整においては、地域ケア推進住民プラットフォーム、地域センターの存在は重要となる。もちろん、介護支援専門員との連携・調整が必要なことは言うまでもない。

【二つのパターン】

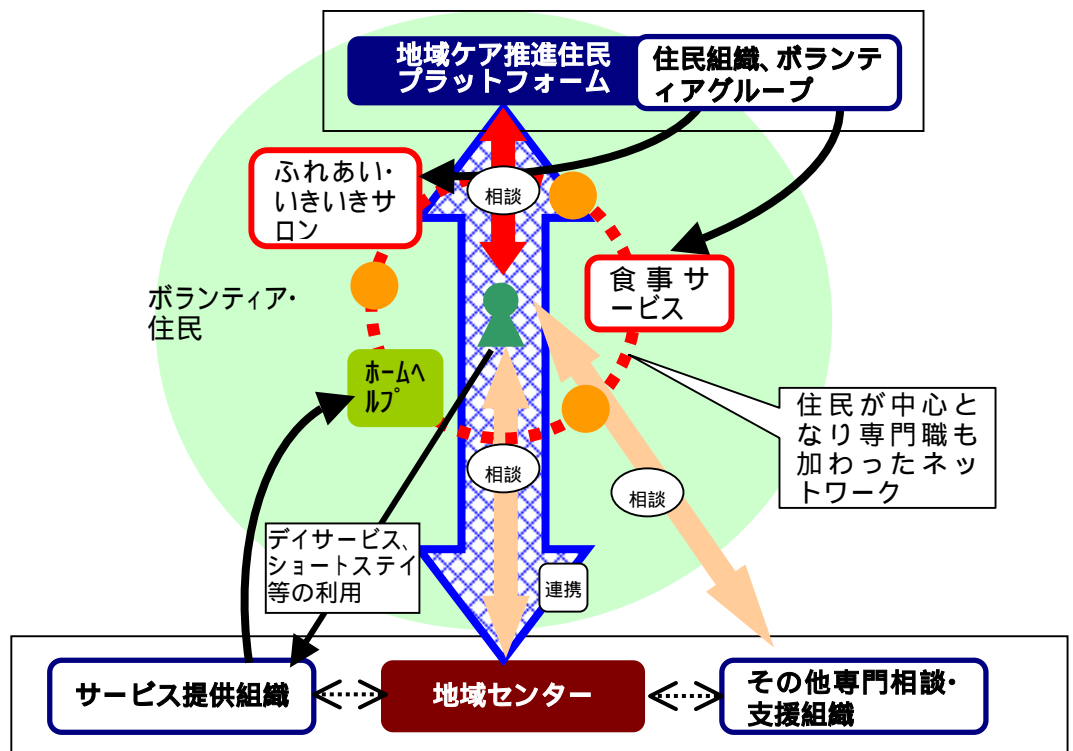
地域センターと地域ケア推進住民プラットフォームの基本的な役割分担は上記の通りであるが、実際に、要援助者を支えるには、二つのパターンが想定される。

一つ目は、地域ケア推進住民プラットフォームが中心になり、非制度的な支援活動が基本を支え、さらに必要に応じて地域センターが調整し、制度的なサービスを投入するかたちである。 **住民が基本部分を支え、専門職が協力する**

ケアの必要度がそれほど高くない人が想定される。

地域ケア推進住民プラットフォームで解決できるものは、自らそれを担い、そのために必要な資源開発も行う。住民プラットフォームが担い切れない問題、専門家の援助が必要な問題は地域センター（あるいはその他の専門相談・支援組織）につなぐ。住民による生活支援活動に頼りすぎることなく、すぐ専門組織につなぐこともなく、住民自身が専門職と相談しながら的確な判断能力をつけていくことが求められる。

ただし、専門的なアセスメントやケアが必要であることの判断を行うには、専門組織・専門職の日常的なバックアップが欠かせない。

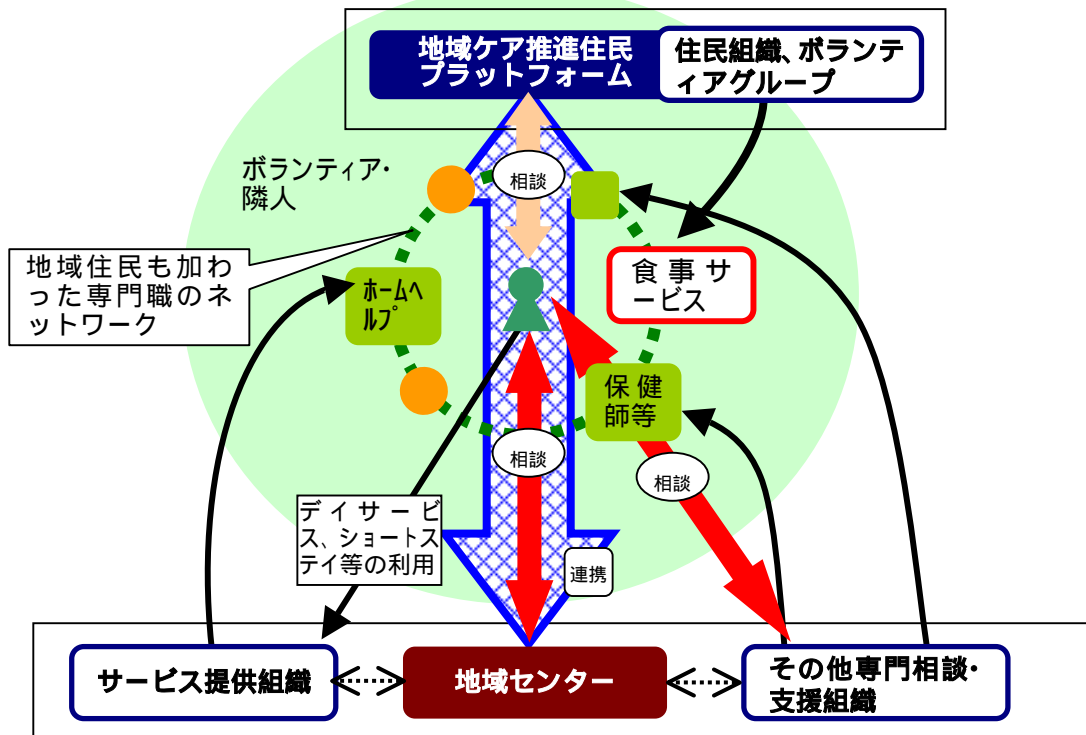


二つ目は、地域センターが中心になり、制度的なサービスが基本を支え、地域ケア推進住民プラットフォームと連携しながら、非制度的な支援活動が協力するかたちである。 **専門職が基本部分を支え、住民が協力する**

ケアの必要度が高い人が想定される。

専門的ケアが中心になると言っても、地域住民でなければ応えられないニーズもあり、

地域センターは、サービス提供組織と調整を行い、提供するサービスが非制度的な支援活動と連携して行われるようにすることが必要である。



4 . 地域センターの機能・運営方法

【機能】

地域ケア推進住民プラットフォームとの連携(連携を通しての非制度的な支援活動との協働)

地域の相談・支援組織、サービス提供組織、介護支援専門員等とのネットワークの構築
 上記をすすめるための制度、非制度を問わない相談・支援組織、サービス提供組織、その他関係者との実務者レベル、責任者レベル等各層の定期的な協議

上記にもとづく日常的なサービスの調整

ケースカンファレンスの開催

ケースカンファレンスは、ケースの主担当の組織が他組織を召集して行うこととなるが、複合的な対応が必要な場合、全体を見通す必要がある場合などに地域センターが担当して開催する必要がある。

自らの相談・支援、サービス提供の実施

- ◆ 連携・調整能力を高めるために、**一定の相談・支援、サービス提供の機能**を持つことが必要。とくに、**夜間・休日、緊急時等にも対応できる柔軟な提供体制**を持つ必要がある。
- ◆ また、**分野を限らない緊急・当面の対応**を行う能力が必要。
- ◆ 地域ケア推進住民プラットフォームへの橋渡し、他機関への引継ぎを的確に行える、**アセスメント能力**を持つことが求められる。

社協コミュニティワーカー、住民プラットフォームと連携した非制度的なサービスの開発・支援

【運営方法】

地域の相談・支援組織、サービス提供組織、住民、行政担当者等から構成される運営委員会の設置

ソーシャルワークの専門性を持つ職員の確保

5 . 地域ケア推進住民プラットフォームの機能・運営方法

【機能】

プラットフォーム上のサービス、支援活動に対する支援

〔 各サービス、支援活動の 見守り・発見・気づき、 相談・調整、 人間関係の回復・維持、 生活支援の機能発揮を支援する。 〕

見守り・発見・気づき、相談・調整の仕組み

〔 上記の各サービス、支援活動が持つ機能の内、見守り・発見・気づき、相談・調整が日常生活圏域でスムーズに行われるよう共同の仕組みをつくる。 〕

プラットフォームに参加しない組織の各種サービス、支援活動の調整

制度的なサービス、専門職との調整

〔 利用者が必要な時に迅速、的確に連絡・調整し、専門相談・支援組織、サービス提供組織の支援を受けられるようにする。 〕

【運営方法】

プラットフォームの形成、連絡・調整

- ◆ 地区社会福祉協議会あるいは自治会（の福祉活動）などの地域住民の多くが参加する組織を基盤とし、日常生活圏域で活動する住民の福祉活動組織、ボランティアグループ、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO法人などの参加を得てプラットフォームを形成する。
- ◆ とりわけ網羅型（地縁型）組織（地区社協、自治会等）と課題型組織（NPO、ボランティアグループ等）の調整を意識的に行う必要がある。
- ◆ プラットフォームの基本はゆるやかなネットワークであり、「加入・脱退自由」というような姿勢が求められる。

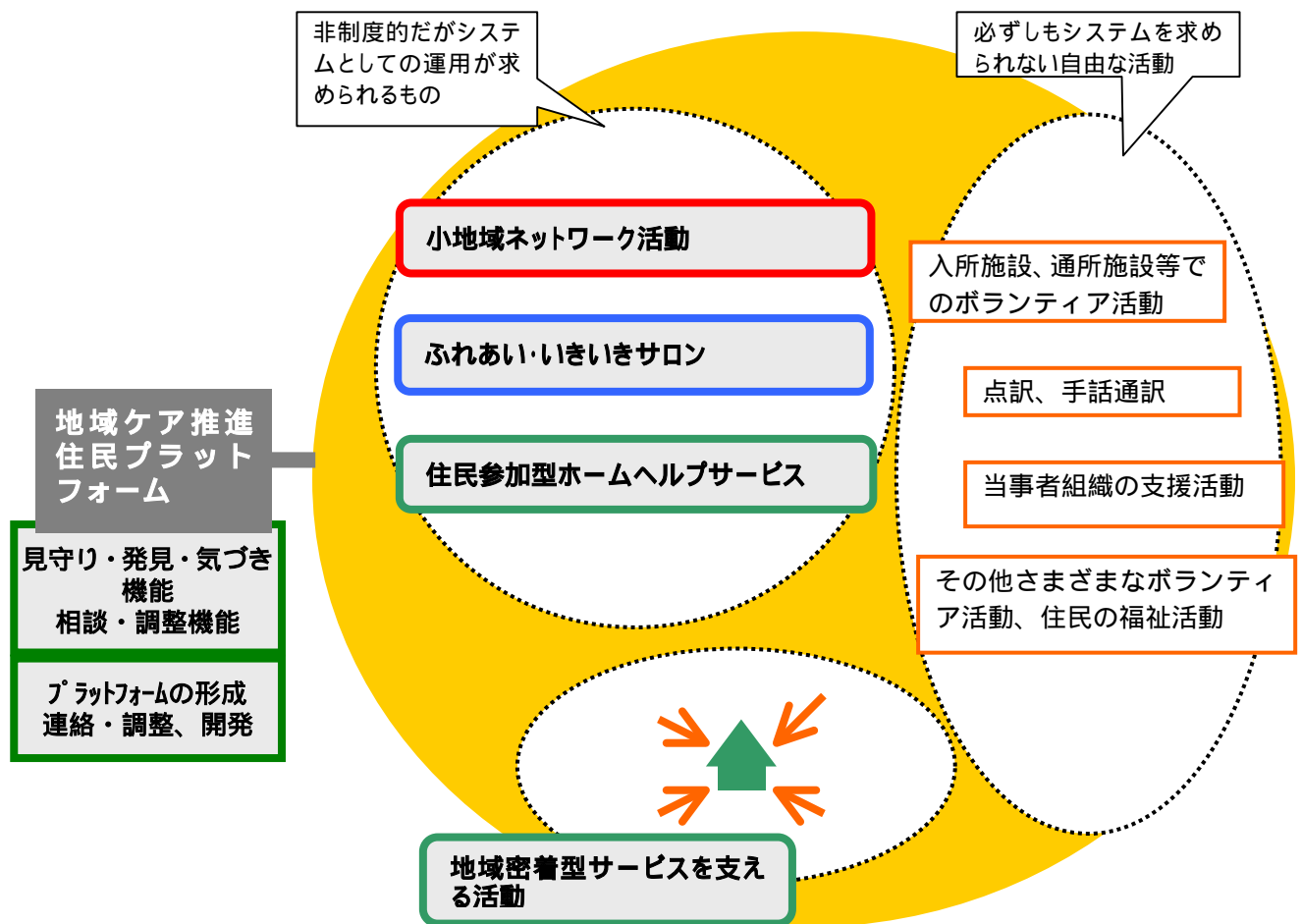
サービス、支援活動の開発

- ◆ 各種サービス、支援活動の連絡・調整のみならず、その発展のための支援、さらには新たなサービスの開発をすすめていく必要がある。
- ◆ 小地域ネットワーク、ふれあい・いきいきサロン、住民参加型ホームヘルプサービスのような非制度的なサービスの確立は重要である。これらの活動は、もともと、見守り、相談・調整、人間関係の回復・維持、生活支援の機能をすべて持ち合わせており、プラットフォームの基盤となる活動となりうる。

プラットフォームのコーディネート業務は、それを担える人を確保することが必要である。それが難しい場合には、サービス、支援活動を担う組織間において分担することも考えられる。

地域センターのソーシャルワーカーの地域ケア推進住民プラットフォームに対する役割は、主に個別支援のバックアップである。上記のプラットフォームの形成やサービス、支援活動の開発・メンテナンスは、社協のコミュニティワーカーの役割が重要である。

プラットフォームへの参加を求める住民の福祉活動



6. 市区町村段階の調整機能

地域の関係組織に働きかけ、市区町村域全体を見ながら、地域センターをバックアップするとともに、地域総合相談・生活支援システムを推進する。

具体的には、市区町村内に存在する種々の相談・支援組織、サービス提供組織との連携、さらに広域を担当する専門性の高い相談・支援組織、サービス提供組織との連携をはかり、地域センターや地域ケア推進住民プラットフォームレベルにサービスがつながるシステムにしていく必要がある。

地域の関係組織や住民、行政担当者等から構成される運営委員会を設置し、運営にあたる。

この調整機能を担うために、基幹となるセンターを置く場合と置かない場合とが考えられる。地域センターに求める機能（とくに柔軟な対応を可能にするサービス提供体制、夜間・休日、緊急時対応等）が1地域センターでは担いきれない場合や地域センターのスーパーバイズ、困難ケースの担当などをする場合には、基幹のセンターを設置する必要がある。

住民の福祉活動についても、その活動範囲は日常生活圏域にとどまらないものも少なく、市区町村域やさらに広い範囲で活動しているものがある。その際、市区町村社協のボランティアセンターは大きな役割を果たす。

7. 地域包括支援センター等との関係および財源

介護保険法改正により設置されることとなった地域包括支援センターは、「地域総合相談・生活支援システム」を構築する上で非常に重要な相談・支援組織である。

本システムは、地域包括支援センターの構想と矛盾するものではなく、非制度的なサービス、支援活動との連携方法、および高齢、障害、児童などの分野を超えた対応について、提案を加えるとともに、さらにそれを社協らしく展開することについて提案しているものである。

地域包括支援センターは、地域支援事業による交付金を財源に、市町村直営ないしは委託により運営されることとなっている、これに市町村の独自財源を足して、高齢者以外に対応するかたまりをとれば制度上の不都合はなくなると考えられる。

また、児童、障害関係の相談・支援組織を併設するのも、分野を超えた対応をする仕組みとして有効である。ただし、広域対応の相談・支援組織もあるので、整合性をとることが必要である。

地域包括支援センターについては、「中立性の確保、人材確保支援等の観点から」市町村段階に「市町村、地域のサービス事業者、関係団体等で構成する」運営協議会を設置することとしている。本システムでは、市町村の調整機能として運営委員会を設置することを提案しているが、この運営委員会は制度で要求する運営協議会の機能と基本的に同じであると考えられる。

なお、地域包括支援センターの委託については、市町村の判断となっている。在宅介護支援センターに比べて、地域包括支援センターは中立性・公正性が強調されていることから、中立性・公正性が確保できる提案を当該市町村および関係者に行うことが重要である。現行の相談体制・システムの強化を図りながら、社協の優位性(地域住民・専門機関との地域ネットワークの形成、介護予防のための社会資源との密接性等)をPRしていくとともに、当該市区町村の実情に沿った総合相談・生活支援のシステムをいかに魅力的に提案できるかをアピールすることが重要であると思われる。

地域センターは、上記の地域包括支援センター、児童・障害関係の相談センター等の国の制度にのっとり財源に加え、自治体レベルの公費を確保することが基本となる。さらに、地域に根ざした相談・支援組織としては、公的な資金のみならず、共同募金をはじめとする地域の民間財源、さらには社協の独自財源を得て、事業の幅を広げることを考えていく必要がある。

地域ケア推進住民プラットフォームのコーディネート担当者の人件費を含む経費は、市町村自治体に求めることが基本と考えるが、状況によっては、共同募金等の民間財源によりすすめていくことも考えられる。

8. 社会福祉協議会としての取り組みの意義

市区町村社協は、元来、地域のニーズの相談に応じ解決をはかるため、専門組織との連携・協働に加え、ボランティア団体、NPO、住民組織との連携・協働してきた。この専門組織・専門職、住民組織・住民の両方にネットワークを持つことの意義は大きい。

このネットワークを基礎に、社協は自らあるいは協働でさまざまな事業を行ってきたが、1991年から開始された「ふれあいのまちづくり事業」は、その両方のネットワークを個別支援に結びつける総合相談機能を明確にし、さらに個別の福祉問題への対応を通して、問題解決の方法・仕組みをつくるという手法を生み出すこととなった。とりわけ、制度的なサービスと、非制度的な支援活動との距離を近づけ、個別支援に焦点化する道筋をつくった。

このふれあいのまちづくり事業に先立って行われてきた心配ごと相談事業も住民の力を相談事業に結びつけるシステムの有効性を示してきた。

さらに近年、地域福祉権利擁護事業の実施に伴い判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護、成年後見制度との連携、また、事業を通じた権利侵害の予防や対応に大きな成果を挙げつつある。

また、約1,000社協が在宅介護支援センターを実施している(15年度社会福祉協議会活動実態調査)が、これまで培ってきた実績ならびにその強みを生かし「地域包括支援センター」を引き続き担うことが期待されている。

市区町村社協は、これらの実績を踏まえた専門性と公益性を発揮し、一人ひとりの住民が身近な地域で必要な支援を受け、住み慣れた地域に暮らし続けられる「地域総合相談・生活支援システム」の実現をはかっていくことが求められている。

地域総合相談・生活支援システムおよびワーカーの専門性に関する検討委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

委員長	山崎美貴子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部長
委員	岩間伸之	大阪市立大学大学院専任講師
	小澤温	東洋大学教授
	福島喜代子	ルーテル学院大学助教授
	藤原和夫	宮城県登米市社協事務局長、地域福祉推進委員会委員
	森本佳樹	立教大学教授
	山下浩司	長崎県大村市社協事務局次長

「地域総合相談・生活支援システム」の構築に向けて
～市区町村社会福祉協議会への提案～

発行 平成17年11月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
電話 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858